

健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化や財政の再生など必要な措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化を高めることを目的としています。

一般会計等における「健全化判断比率」（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）及び公営企業会計における「資金不足比率」を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表することとなっています。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準を超えた場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超えた場合は財政再生計画を、資金不足比率が経営健全化基準を超えた場合は経営健全化計画を策定する必要があります。

川棚町の平成20年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。

健全化判断比率

20年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	説明
①実質赤字比率 — (△3.27%)	15%	20%	一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する割合 $\frac{\Delta 114,833 \text{ 千円}}{3,505,410 \text{ 千円}} \times 100 = \Delta 3.27\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎一般会計等の黒字額 114,833 千円 ◎標準財政規模 3,505,410 千円
②連結実質赤字比率 — (△21.06%)	20%	40% ※経過措置 22年度まで 40% 23年度 35% 24年度以降 30%	全会計（企業会計含む）の実質赤字の標準財政規模に対する割合 $\frac{\Delta 738,240 \text{ 千円}}{3,505,410 \text{ 千円}} \times 100 = \Delta 21.06\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎全会計の黒字額 一般会計等 114,833 千円 国民健康保険事業特別会計 59,465 千円 老人保健特別会計 32,266 千円 介護保険事業特別会計 39,184 千円 後期高齢者医療特別会計 1,197 千円 簡易水道事業特別会計 633 千円 公共下水道事業特別会計 5,160 千円 水道事業会計 485,502 千円
③実質公債費比率 16.5%	25%	35%	一般会計等が負担する公債費の元利償還金等の標準財政規模に対する割合（3ヵ年平均） $\frac{484,611 \text{ 千円}}{2,841,175 \text{ 千円}} \times 100 = 17.1\%$ ・18年度 15.2% ・19年度 17.2% ◎公債費の元利償還均等—交付税措置額 484,611 千円 ◎標準財政規模—交付税措置額 2,841,175 千円
④将来負担比率 132.8%	350%		一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合 $\frac{3,774,952 \text{ 千円}}{2,841,175 \text{ 千円}} \times 100 = 132.8\%$ ◎将来負担額—（充当可能基金額+充当可能特定歳入額+交付税措置見込額） 3,774,952 千円 ◎標準財政規模—交付税措置見込額 2,841,175 千円

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字のため「—」で表示しています。

資金不足比率

会計名	20年度決算	経営健全化基準	説明
簡易水道事業特別会計	— (△49.5%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\frac{\triangle 633 \text{ 千円}}{1,280 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 49.5\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎資金剰余額 633 千円 ◎事業の規模 1,280 千円
公共下水道事業特別会計	— (△4.3%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\frac{\triangle 5,160 \text{ 千円}}{120,636 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 4.3\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎資金剰余額 5,160 千円 ◎事業の規模 120,636 千円
水道事業会計	— (△153.0%)	20%	資金不足額の事業の規模に対する割合 $\frac{\triangle 485,502 \text{ 千円}}{317,417 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 153.0\%$ (※黒字の場合、負の数値で表示) ◎資金剰余額 485,502 千円 ◎事業の規模 317,417 千円

※ 黒字のため「—」で表示しています。

川棚町の財政状況について

健全化判断比率のうち、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率は、全会計とも実質収支が黒字であったため、公表する数字はなく、「—」となっています。

③実質公債費比率は、平成 18 年度 15.2%、平成 19 年度 17.2%、平成 20 年度 17.1%と悪化しつつあります。これは、惣津漁港改修事業、尾山・前田団地建替事業、白石宮田公園整備事業、県営港湾改修事業、中学校耐震補強・大規模改造事業や公共下水道事業に係る公債費の元利償還がそれぞれの年度から始まり増加していることが要因です。平成 16 年度をピークに借入金を抑制していますが、学校（体育館）耐震補強事業や公共下水道事業（西部地区）等により、ここ数年は 18%前後で推移するものと見込まれ、早期健全化基準（25%）に達することはないと思われます。

④将来負担比率は、東彼地区保健福祉組合（最終処分場建設事業）の公債費の負担見込額や職員の退職手当支給見込額等を加え 132.8%となっています。本町には病院事業や第三セクター等がないことから、早期健全化基準(350%)に達することはないと思われます。

資金不足比率は、三会計とも資金不足が生じていないため、経営健全化基準内となっています。